



(〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館中 2 階)

対象：長崎市在住のひとり親の方

(ご自身が対象であられるか等お気軽にお問い合わせください)

YELL ながさきホームページ：就業支援セミナー

<https://www.yell-nagasaki.jp/seminar.html>

◆ 令和元年度・出張法律相談

《佐々町》

日時：2020 年 2 月 2 日（日）10 時～16 時（12 時～13 時休憩）

会場：佐々町文化会館

(〒857-0311 北松浦郡佐々町本田原免 146 番地)

対象：長崎県北地域在住のひとり親の方

(ご自身が対象であられるか等お気軽にお問い合わせください)

弁護士：池内愛法律事務所 池内 愛（長崎県弁護士会所属）

YELL ながさきホームページ：出張法律相談

<https://www.yell-nagasaki.jp/soudan.html>

就業支援セミナー・出張法律相談双方とも、まだ定員に空きがございますので、参加できます。

上に記載してありますリンクからチラシや申込書のダウンロードもできますので、ぜひご利用ください。

問合せは、E-Mail や LINE でも対応いたします。

E-Mail：yell@nagasaki-shi-boshikai.jp

LINE 友だち追加：https://lin.ee/w93RwIh

■ 特 集

◆養育費の目安 16年ぶりに改訂

最高裁判所の司法研修所が、離婚裁判などで用いられている養育費算定表の改訂版を12月23日に研究報告書で公表しました。

現在は裁判所のホームページにも掲載されています。

[http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi\\_santei\\_hyou/](http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/)

個々のケースで異なりますので一概には言えませんが、同居親・別居親の年収によっては月額1~2万円増えるなど、全体的に増額傾向となっています。

※養育費の算出は、同居親の年収、別居親の年収、子どもの年齢、子どもの人数等を算定表の金額に当てはめて確認します。

年収、子どもの年齢や人数は、人によってケースが異なりますので、必ずご自身のケースで確認する事を推奨します。

また、今回の改定により、過去に取り決めた金額まで自動的に増額されるという訳ではありません。

YELLながさきでは養育費に関する相談も承っています。

また弁護士による

・上に記載した長崎市外地区在住のひとり親の方を対象とした出張法律相談

・下に記載します長崎県在住のひとり親の方を対象とした YELL ながさき定期法律相談

を実施しています。

養育費は、面会交流と併せて子どもの権利であり、子どもの健全な育成に必要な取り決めです。

お困り事やご相談したい内容がございましたら、お問い合わせください。

